



# 令和8年度障がい児通所支援事業者等集団指導

## 内容：報酬改定等及びその他事項について

1. 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について
2. 応急的な報酬単価の特例について
3. こども性暴力防止法の施行について
4. 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る情報の報告について
5. 利益供与の禁止について
6. 事故防止の取組について
7. 安全確保の取組について
8. 資格の確認について



9. 保育所等訪問支援の訪問支援員の実務経験について
10. 主として重症心身障がい児を通わせる事業所の送迎における人員配置について
11. 通所事業所等の個別支援計画の交付について
12. 事業所間連携加算の実績について
13. 就労選択支援事業の障がい児の利用実績について
14. 高槻障がい福祉サポートネットワーク登録事業所数について
15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について
16. 指定申請書等様式の変更について
17. 給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表の変更について
18. その他事項について



# 1. 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について



# 1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について①

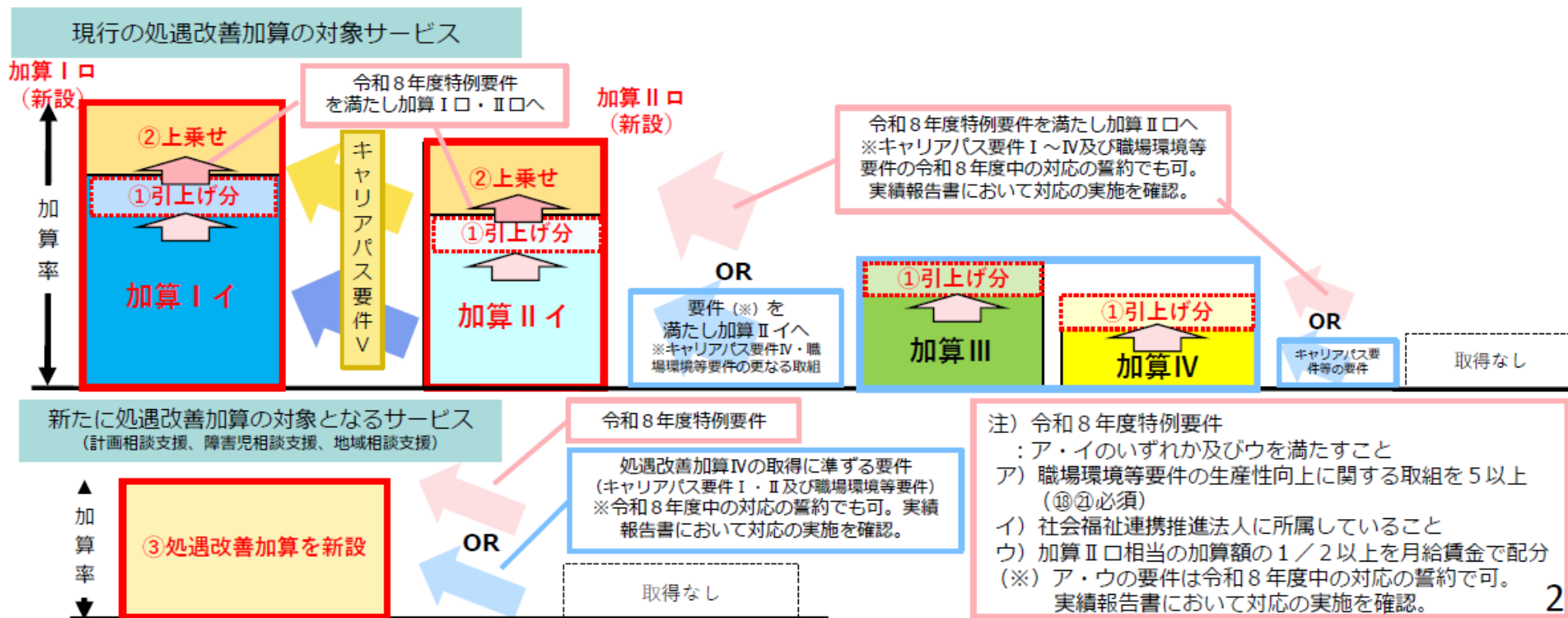
## 拡充の概要【令和8年6月施行】

- ①処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障がい福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
- ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
- ③処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障がい児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
- ④ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる

※令和8年4、5月については、前年度と同様です。



# 1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について②





# 1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について③

## 算定要件等

|                             | 未取得 | 加算Ⅳ                                                      | 加算Ⅲ   | 加算Ⅱ     | 加算Ⅰ     |
|-----------------------------|-----|----------------------------------------------------------|-------|---------|---------|
|                             |     | ・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）<br>・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分 |       |         |         |
| 職場環境の改善<br>（職場環境等要件）        |     | ○（※1）                                                    | ○（※1） | ◎（※2・3） | ◎（※2・3） |
| 昇給の仕組み<br>（キャリアパス要件Ⅲ）       |     |                                                          | ○     | ○       | ○       |
| 改善後賃金年額460万円<br>（キャリアパス要件Ⅳ） |     |                                                          |       | ○（※3）   | ○（※3）   |
| 経験・技能のある介護職員<br>（キャリアパス要件Ⅴ） |     |                                                          |       |         | ○       |

## 令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組（※4）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の福祉・介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注）新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）

又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

（※1） a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（\*）

（※2） c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・㊤必須） + d.全体から14以上（\*）

（※3） d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（\*）のいずれかを満たしていれば可

（※4） 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと

ア）職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（㊤㊤必須）（\*）

イ）社会福祉連携推進法人に所属していること

ウ）加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（\*）

（\*） b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。



# 1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について④

## よくある質問

処遇改善加算の障がい福祉サービス等事業所内での配分について、対象範囲はどこまでか。

(答) 処遇改善加算の各障がい福祉サービス等事業所内における配分については、障がい福祉サービス等事業所内で柔軟な配分を認めることとしており、対象には福祉・介護職員以外の全職種(※)が含まれる。

※ 障がい福祉サービス等事業所に勤務する福祉・介護職員以外の主な職種として、施設長・管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者、医師、看護職員(保健師、看護師、准看護師)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練担当職員、地域移行支援員、就労選択支援員、就労支援員、職業指導員、就労定着支援員、地域生活支援員、心理指導担当職員(公認心理士を含む)、生活支援員、ホームヘルパー、世話人、児童指導員、保育士、主任相談支援専門員、相談支援専門員、地域移行支援従事者・地域定着支援従事者、訪問支援員、管理栄養士・栄養士、調理員、事務員等が想定される。



## 1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について⑤

法人本部の人事、事業部等で働く者など、障がい福祉サービス事業者等のうちで障がい福祉サービス等に従事していない職員について、処遇改善加算による賃金改善の対象に含めることは可能か。

処遇改善加算を算定していない障がい福祉サービス等事業所（加算の対象外サービスの事業所等を含む。）及び障がい福祉サービス等以外のサービスの事業所等の職員はどうか。

（答）法人本部の職員については、処遇改善加算の算定対象となるサービス等事業所における業務を行っているとは判断できる場合には、賃金改善の対象に含めることができる。

処遇改善加算を算定していない障がい福祉サービス等事業所（加算の対象外サービスの事業所等を含む。）及び障がい福祉サービス等以外のサービスの事業所等の職員は、処遇改善加算を原資とする賃金改善の対象に含めることはできない。



## 1 令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算の拡充について⑥

代表取締役等の役員等が、その障がい福祉サービス等事業所の職員として障がい福祉サービス等を提供している障がい福祉サービス等事業所（例えば、職員が一人であり、サービス等利用計画作成業務等を代表取締役等の役員等が行っている指定計画相談支援事業所など）について、当該役員等を処遇改善加算による賃金改善の対象に含めることができるか。

（答）処遇改善加算の算定対象となるサービス等事業所における業務を行っているとは判断できる場合には、処遇改善加算による賃金改善の対象に含めることができる。  
そのため、職員が一人であり、サービス等利用計画作成業務等を代表取締役等の役員等が行っている計画相談支援事業所などについても、処遇改善加算を算定し、当該役員等を処遇改善加算による賃金改善の対象に含めて差し支えない。



## 2. 応急的な報酬単価の特例について



## 2 応急的な報酬単価の特例について①

### ★児童発達支援、放課後等デイサービス

#### 【概要】

- 障がい福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価（一定程度引き下げた基本報酬）を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】



## 2 応急的な報酬単価の特例について②

### 【算定要件等】

#### ○ 対象サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス

※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス

#### ○ 対象事業所

令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)

※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい

※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い

#### ○ 応急的な報酬単価

対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。

なお、受入れニーズが特に高い重度障がい児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。



## 2 応急的な報酬単価の特例について③

### ★児童発達支援

#### 【単位数】

○ 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

#### 【算定要件等(配慮措置)】

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

#### ＜重度障がい児等への配慮＞

- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療ケア区分(1～3)、強度行動障がい児支援加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、視覚・聴覚・言語機能障がい児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

#### ＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
- ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
- ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所



## 2 応急的な報酬単価の特例について④

### ★放課後等デイサービス

#### 【単位数】

○ 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

#### 【算定要件等(配慮措置)】

○ 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

#### ＜重度障がい児等への配慮＞

- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所に係る基本報酬
- 基本報酬医療ケア区分(1～3)、強度行動障がい児支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障がい児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

#### ＜地域への配慮＞

- 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
- ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
- ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所



## 2 応急的な報酬単価の特例について⑤

(参考)配慮措置の対象

◎児童発達支援・放課後等デイサービス

【医療的ケア区分による基本報酬(医療的ケア区分1～3)】

○医療濃度に応じて、必要な看護職員を配置し、医療的ケア児に対して支援を行う場合

【主として重症心身障がい児を通わせる事業所において支援を行う場合】

○主として重症心身障がい児を通わせる事業所において支援を行う場合

(加算)

◎児童発達支援

【強度行動障がい児支援加算】

○児基準20点以上の児に対して、強度行動障がい支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅰ)】

○難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、支援を行った場合、利用定員に応じて加算

【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

○難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

【視覚・聴覚・言語機能障がい児支援加算】

○視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算



## 2 応急的な報酬単価の特例について⑥

### ◎放課後等デイサービス

#### 【強度行動障がい児支援加算(Ⅰ)】

○児基準20点以上の児に対して、強度行動障がい支援者養成実践研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

#### 【強度行動障がい児支援加算(Ⅱ)】

○児基準30点以上の児に対して、強度行動障がい支援者養成研修を修了した職員を配置し、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算

#### 【人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)】

○難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、言語聴覚士を1名以上配置し支援を行った場合に加算

#### 【視覚・聴覚・言語機能障がい児支援加算】

○視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある児に対して、意思疎通に関し専門性を有する職員を1名以上配置し支援を行った場合に加算



### 3. こども性暴力防止法の施行について



## 【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

### 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

### 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

#### 対象事業者

**学校設置者等**(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

**民間教育保育等事業者**(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

#### 対象業務

**学校設置者等における教員等**(第2条第4項)

教諭、保育士等

**民間教育保育等事業者における教育保育等従事者**(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

### 対象事業者に求められる措置等

#### 安全確保措置

##### 1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談を行いやすくするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

##### 初犯防止対策

##### 3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - 学校設置者等の現職者  
→ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - 民間教育保育等事業者の従事者  
→ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

##### 再犯防止対策

##### 2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

##### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。  
※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

##### 防止措置

#### 情報管理措置

##### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

### 指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。



こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、  
そこでこどもに接して働く人たちが  
「こども性暴力防止法」の対象になります。

**全ての事業者が**  
法律で定める性暴力防止の取組の  
**義務がある**



学校



認可保育所



認定こども園



児童福祉施設

など

国の「**認定**」を受けた事業者が  
法律で定める性暴力防止の取組を行う  
(認定は任意)



認可外保育所



放課後児童クラブ



学習塾



スポーツクラブ

など

※対象となるには要件を満たす必要があります



全ての事業者が  
法律で定める



性暴力防止の取組の  
義務がある



- 学校（幼稚園、小中学校、高校等）
  - 専修学校（高等課程）
  - 認定こども園
  - 児童相談所
  - 児童福祉施設  
（認可保育所、児童養護施設、  
障害児入所施設 等）
  - 指定障害児通所支援事業
  - 乳児等通園支援事業
- など

国の「認定」を受けた事業者が  
法律で定める



性暴力防止の取組を行う  
（認定は任意）



- 専修学校（一般課程）・各種学校
  - 民間教育事業  
（学習塾、スポーツクラブ等）
  - 放課後児童クラブ
  - 一時預かり事業
  - 病児保育事業
  - 認可外保育事業
  - 指定障害福祉サービス事業
- など

※対象となるには要件を満たす必要があります



## 犯罪事実確認とは

- 事業者は、こどもと接する業務の従事者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。

## 確認の対象

- 犯罪事実確認では、「**特定性犯罪**」と呼ばれる罪を犯し、
  - 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
  - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
  - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないものが確認の対象となります。
- 「**特定性犯罪**」の例 ※ 成人に対する性犯罪を含む。



不同意  
性交

不同意  
わいせつ

盗撮

未成年  
淫行

児童買春

児童  
ポルノ  
所持

痴漢



## 対象となる業務は？

- 教員、保育士等、**こどもと常に接する職種は一律対象**となります。
- 事務職員、送迎バスの運転手など、業務内容によって、**こどもに継続的に接する可能性がある職種は、現場判断で対象**とできるように整理しています。
- 雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象になります。

### 一律対象となる



学校の先生



保育士

など

### 実態に応じて対象を現場で判断する



事務職員



送迎バスの運転手

など

※ 研修受講の対象も同じです。



## 犯罪事実確認の期限

### ① 新規採用・配置転換：内定・内示等から従事開始まで

#### <やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）>

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

### ② 義務事業の現職者：法施行から3年以内

### ③ 認定事業の現職者：認定から1年以内

### ④ 一度確認を受けた者：5年ごとに再確認が必要

## 犯罪事実確認にかかる時間

- 日本国籍の場合：2週間～1か月程度
- 外国籍の場合：1か月～2か月程度





## 義務対象事業者

# こども性暴力防止法の施行までに必要な対応

こどもまんなか  
こども家庭庁

令和8(2026)

※1 各種ひな型・参考資料については別紙1を参照。

|             | 1月                                                                                                                                                                                                     | 2月 | 3月                  | 4月                                                 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月                        | 9月 | 10月 | 11月                   | 12月                  |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---------------------|----------------------------------------------------|----|----|----|---------------------------|----|-----|-----------------------|----------------------|
| 国からの周知資料等   | ▲<br>ガイドライン<br>(1月9日)                                                                                                                                                                                  |    | △<br>まとめ登録<br>マニュアル | ○ 研修教材<br>○ 周知啓発資料<br>○ 報告・対応ルールひな型<br>○ 事務手順マニュアル |    |    |    |                           |    |     |                       | ▲<br>法施行<br>(12月25日) |
| システム登録      | □ GビズID取得【4月末まで】<br>(法人・運営者等で取得)                                                                                                                                                                       |    |                     | □ 事業者情報登録【指定の期限まで】<br>(施設・事業所から所轄庁に登録)             |    |    |    | □ 国からの確認に対応<br>【必要に応じて随時】 |    |     | □ 権限設定準備<br>【12月上旬まで】 |                      |
| 犯罪事実確認・防止措置 | □ 制度についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）<br>□ 対象従事者の範囲、不適切な行為の範囲の検討・確定<br>□ 就業規則の見直し（不適切な行為の範囲、懲戒事由等）、採用募集要項等の見直し ※2 詳細は別紙2 参照<br>□ 採用過程での性犯罪前科の事前確認 ※2 詳細は別紙2 参照<br>□ 現職者の犯罪事実確認の工程表作成【R9.1中旬まで】 ※3 教育委員会のみ |    |                     |                                                    |    |    |    |                           |    |     |                       |                      |
| 安全確保措置      | □ 体制整備（相談窓口設置・周知等）<br>□ 性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルール策定・周知【ひな型公表後速やかに】<br>□ 従事者向け研修の計画策定・実施【教材の公表後速やかに】<br>□ 児童等・保護者向け周知・啓発【資料の公表後速やかに】                                                                         |    |                     |                                                    |    |    |    |                           |    |     |                       |                      |
| 情報管理措置      | □ 情報管理規程の作成、規程に沿った情報管理体制の整備<br>□ 情報管理担当者向け研修の実施【教材の公表後速やかに】                                                                                                                                            |    |                     |                                                    |    |    |    |                           |    |     |                       |                      |
| その他         | □ （委託・指定管理等を行っている場合）役割分担の検討<br>□ 事業者向け研修の受講【教材の公表後速やかに】                                                                                                                                                |    |                     |                                                    |    |    |    |                           |    |     |                       |                      |



#### 4. 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る情報の報告について



## 4 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る情報の報告について①

平成30年度に開始された障がい福祉サービス等情報公表制度につきまして、令和7年9月1日付け国通知の改正があり、新たに経営情報の報告を求めることとなりました。対象事業者は、これまでの基本情報及び運営情報に加えて、経営情報について、ご報告ください。

なお、基本情報及び運営情報は、ご報告後、利用者等がサービスの選択に資すると認められる情報として、インターネットによる個別公表がされますが、経営情報は、国が制度全体の経営実態調査を補完する情報として収集する情報であり、また国民に対し、グルーピングした分析結果を公表する目的で収集する情報であるため、個別公表はいたしません。



## 4 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る情報の報告について②

### 1 情報の報告方法

情報公表システムログイン画面から法人公表システムのID・パスワードでログインし、情報の登録を行ってください。

なお、具体的な操作方法及び登録事項については、公表システムに掲載されている操作マニュアルを参照してください。

(公表システムログイン画面)

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>



## 4 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る情報の報告について③

### 2 毎年度の報告期限について

| 報告内容 | 3月31日以前の指定事業者                  | 4月1日以降に新たに指定された事業者           |
|------|--------------------------------|------------------------------|
| 基本情報 | 基準日:毎年度5月1日<br>報告期限:毎年度7月31日まで | 基準日:指定日<br>報告期限:指定後1か月以内     |
| 運営情報 | 基準日:毎年度5月1日<br>報告期限:毎年度7月31日まで | 基準日:指定日<br>報告期限なし。1か月以内が望ましい |
| 経営情報 | 事業者の毎会計年度終了後、3か月以内             |                              |



## 4 障がい福祉サービス等情報公表制度に係る情報の報告について④

### 3 留意事項

- (1) 報告期日までに報告がない場合は、情報公表未報告減算の対象になります。期日をご確認の上、くれぐれも期日までにご報告ください。
- (2) 「令和7年度決算情報」がない事業者(例: 会計年度が4月から3月で、事業所開設が令和8年4月以降の事業所など)は、令和9年3月31日までに報告する情報がないため、令和9年3月31日までにご報告いただく経営情報はありません。



## 5. 利益供与の禁止について



## 5 利益供与の禁止について①

### 利益供与等の禁止(省令第49条)

1 指定事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

#### 【解釈通知】 令和7年度改正

##### (基準違反の具体例)

- 事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者(障がい福祉サービス事業者以外の事業者)に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行う
- 利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する

##### ※紹介とは

- 事業者を利用者等の情報を伝え、利用者等への接触の機会を与えること
- 利用者等に事業者の情報を伝え、利用者の申出に応じて、事業者と引き合わせること



## 5 利益供与の禁止について②

### 利益供与等の禁止(省令第49条)

1 指定事業者は、障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

#### 【解釈通知】 令和7年度改正(就労系サービスのみから全てのサービスへ拡大)

障がい児通所支援は、障がい児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援及び治療を受けられるよう、障がい児及びその保護者が自ら自ら障がい児通所支援のサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障がい児及びその保護者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為を事業者は行ってはならない



## 6. 事故防止の取組について



## 6 事故防止の取組について①

### 【発生が報告されている事故(令和4～7年)】

#### 事故の内容

遊具、備品等の誤飲、誤食

事業所内もしくは屋外活動中の転倒、ケガ(骨折、出血など)

利用児童同士の接触によるケガ(骨折など)

公園での支援中に、利用児童が無関係の児童に暴行

移乗中の転落、カテーテルの抜去

事業所から抜け出し

送迎車の事故(物損・追突)

送迎車乗降中の飛び出し

駐車場から道路へ児童の飛び出し

アレルギー物質を含む食べ物を提供

個人情報の誤送付

事故が発生したときは

- ・ 速やかに必要な措置
- ・ 速やかに利用者家族へ報告を

再発防止策を講じて、  
事業所内の職員に周知

市にも報告を

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2267.html>





## 6 事故防止の取組について②

### 【基本的な視点】

- 「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という考え方で取り組む
- 個別性が高いため、それぞれの事業所において、十分な検討と創意工夫が必要

### 【未然に防止するために】

- コミュニケーションの重要性
- 苦情解決への取組み
- サービス提供場面におけるリスクと事故防止策

ひやりはっと  
報告の取組み  
が有効

### 【事故が起こってしまった時の対応方針】

#### 利用者ご本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った対応が基本

- 事故対応については、個人プレーでなく組織として対応、事実を踏まえた対応、窓口を一本化した対応を原則とする
- 事実の把握と家族等への十分な説明を行い、「今後どうするのか」という改善策の検討と実践を行い、誠意ある対応を行う
- 事故が起きた場合、事故発生直後の迅速な対応のため、手順の明確化や連絡先リストの作成などを予め行い、周知徹底をしておく

【参考】福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～  
(平成14年3月28日)福祉サービスにおける危機管理に関する検討会  
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/03/s0328-1.html>



## 7. 安全確保の取組について



## 7. 安全確保の取組について①

### 安全確保に係る取組みの義務化

- 計画の策定、研修の実施、訓練の実施、保護者への周知、等

### 車内見落とし防止に係る取組の義務化

- 安全装置の整備

### 自動車運行時所在把握に係る取組の義務化

- 確認チェックシート、等



## 7. 安全確保の取組について②

対象：全障がい児通所支援事業所

### 【安全計画の策定】

- 1.事業所ごとに安全計画を策定し、当該安全計画に従い、必要な措置を講じなければならない
- 2.従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならない
- 3.障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない
- 4.定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする

【参考】 令和4年12月15日付厚生労働省事務連絡  
「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」



## 7. 安全確保の取組について③

### ◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

| 月      | 4月  | 5月  | 6月  | 7月 | 8月 | 9月 |
|--------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 重点点検箇所 |     |     |     |    |    |    |
| 月      | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 重点点検箇所 |     |     |     |    |    |    |

(別紙2)

散歩計画表（参考例）

| 日にち<br>曜日 | クラス | 散歩の経路・目的地<br>及びねらい | 出発（予定） | 帰園（予定） | 子どもの<br>人数 | 引率者 | 持ち出し<br>携帯電話 | 備考<br>(注意事項、気づき等) | 確認者 |
|-----------|-----|--------------------|--------|--------|------------|-----|--------------|-------------------|-----|
|           |     |                    | 出発（実績） | 帰園（実績） |            |     |              |                   |     |
| ／<br>( )  | 組   |                    | ：      | ：      |            |     |              |                   |     |
|           |     |                    | ：      | ：      |            |     |              |                   |     |
| ／<br>( )  | 組   |                    | ：      | ：      |            |     |              |                   |     |
|           |     |                    | ：      | ：      |            |     |              |                   |     |

【参考】 ○安全管理マニュアルの適切な運用に向けた研修動画

<https://www.youtube.com/watch?v=OfedbZ1fQ9M>

○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>

○障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/anzenkeikaku.html>



## 7. 安全確保の取組について④

### 【安全装置の装備】

対象：児童発達支援事業所（センター含）  
放課後等デイサービス事業所

障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

#### ■義務づけの車両

通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車（座席には車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースも含む）



## 7. 安全確保の取組について⑤

### 【自動車を運行する場合の所在の確認】

障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

- ✓ 所在確認チェックシート
- ✓ 自動車運行状況を確認したことがわかる書類



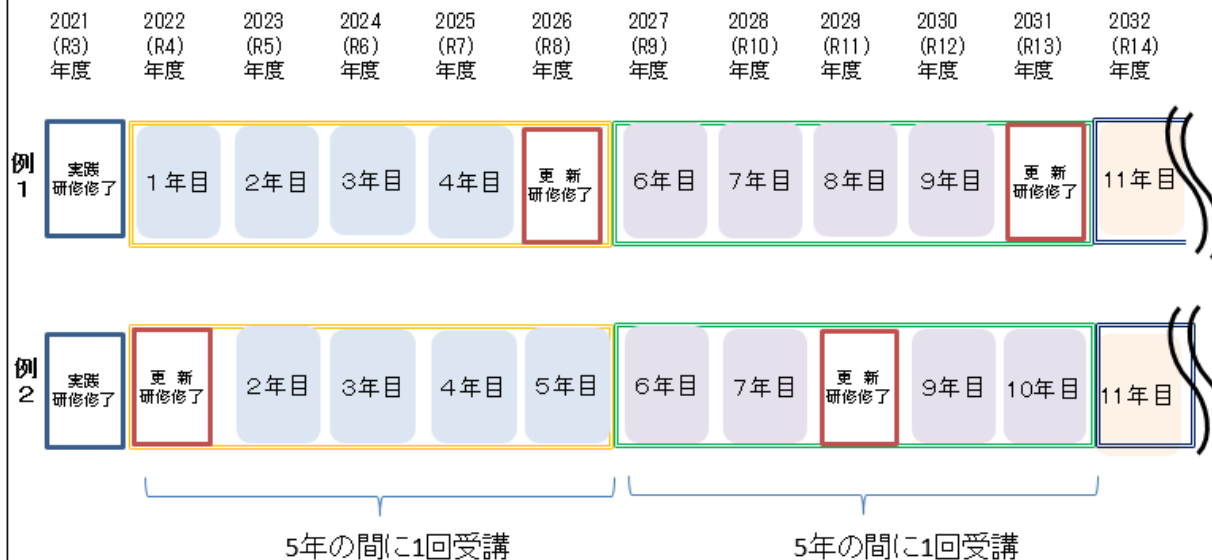
## 8. 資格の確認について



## 8. 資格の確認について①

### 【更新研修受講例】

2021 令和3年度 実践研修修了者の場合



### 【例：令和2年度に更新研修1回目を修了した場合】



初回の更新研修を修了した翌年度を初年度として、以降5年度毎に1回更新研修を受講する必要があります。

令和2年度に更新研修を修了した場合、令和3年度から7年度までの間に2回目の更新研修を修了する必要があります。令和7年度末までに更新研修を修了できなかった場合は、実践研修を修了しなければサービス管理責任者等として従事することができません。

対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援



## 8. 資格の確認について②

### 【児童発達支援管理責任者・OJT期間の緩和要件】

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

#### ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合**には、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

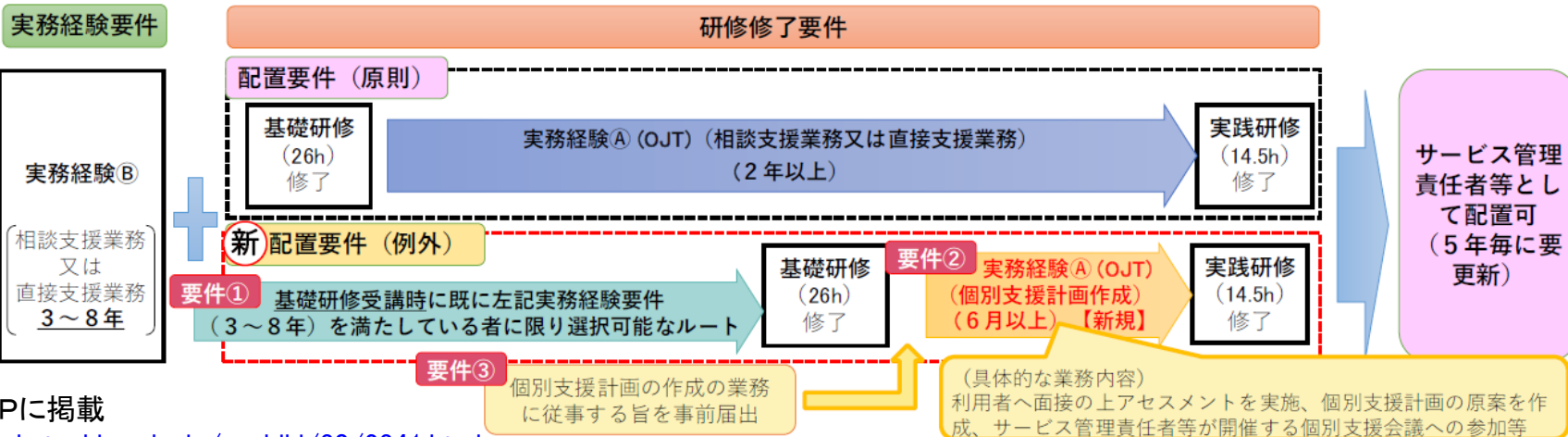
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- ・ **やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



※ 届出様式はHPに掲載

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/30/2341.html>



## 8. 資格の確認について③

### 【児童発達支援管理責任者・やむを得ない事由による措置】

#### ② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

#### ◆ やむを得ない事由とは？ 下記①～③が該当します。

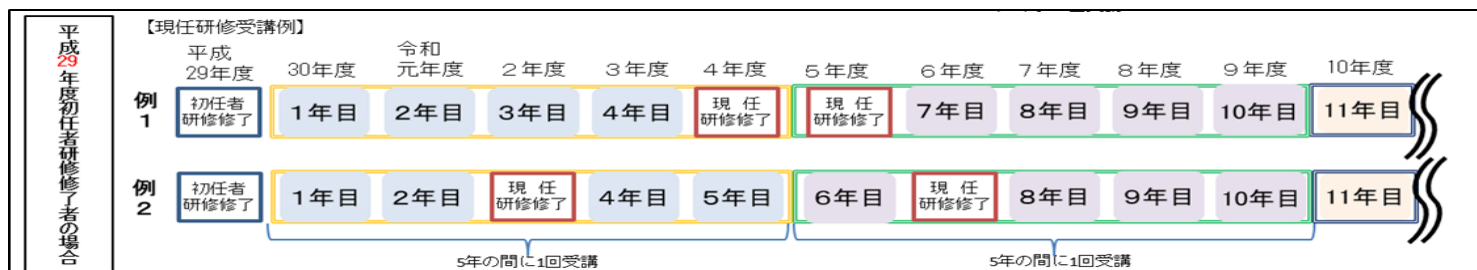
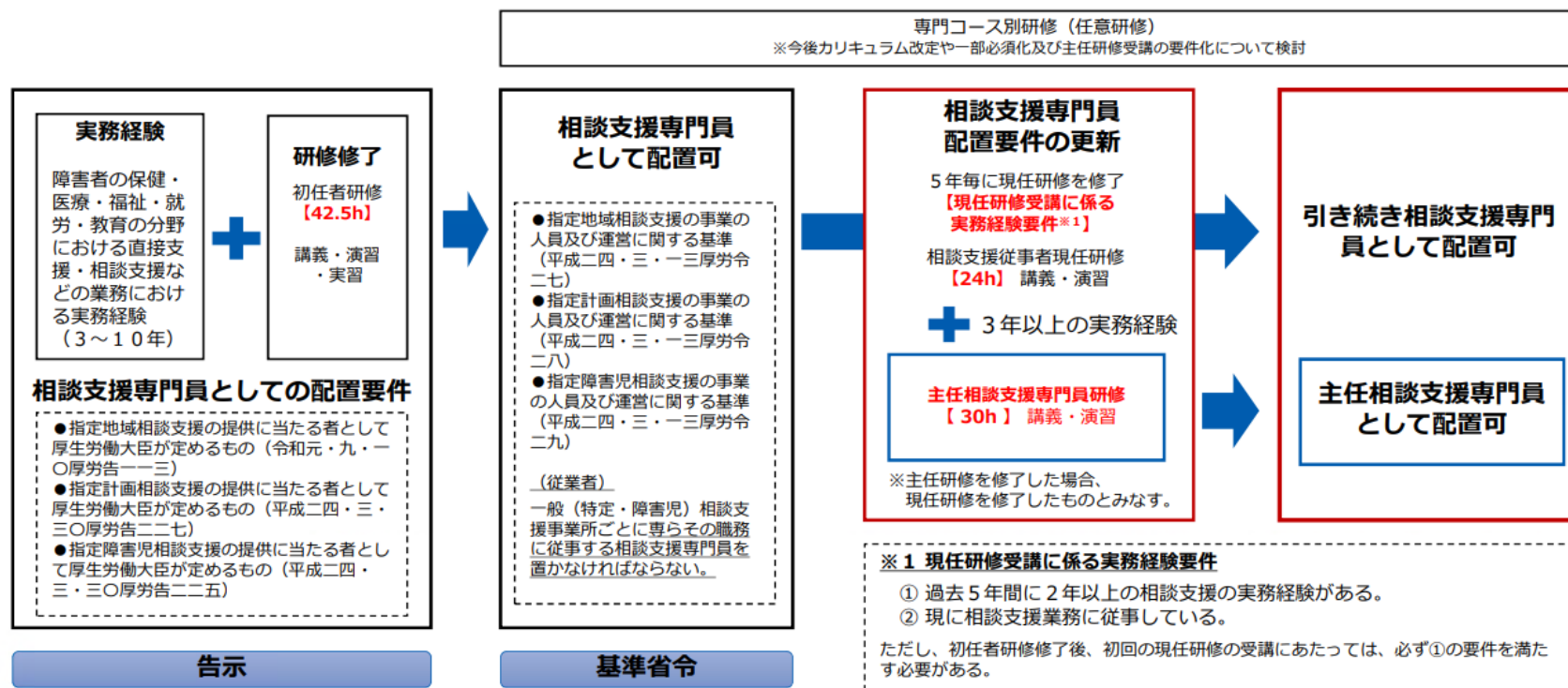
- ① サービス管理責任者等の急死、事故、急病等により急遽勤務不可となった場合
- ② サービス管理責任者が自己都合等で急に退職（下記×）した場合（予見できなかった場合のみ）
  - × 法人内での人事異動や、定年退職等、予見できるものは、該当しません
  - × 自己都合による退職であっても、交代までに要する相当と認める期間がある場合は該当しません
- ③ 災害等により研修が中止（延期は対象外）になり、期間内に受講できなかった場合

法人で「やむを得ない」と判断しても、実際には「やむを得ない事由」に該当しない変更理由であったことが発覚する事案があります。必ず、電話で事前に相談をしてください。



## 8. 資格の確認について④

### 【相談支援専門員の研修要件】



**対象：**  
特定相談、障がい児相談、一般相談



## 9. 保育所等訪問支援の訪問支援員の実務経験について



## 9. 保育所等訪問支援の訪問支援員の実務経験について

指定保育所等訪問支援の提供に当たる従業者の要件については、障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する指導指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者とする。

訪問支援員の障がい児支援の実務経験については、本市においては1年以上とします。

変更届出時や運営指導時には、実務経験証明書の確認をします。事業所で事前に1年以上の実務経験があるか確認のうえ、配置していただきますようお願いいたします。



## 10. 主として重症心身障がい児を通わせる事業所の送迎 における人員配置について



## 10. 主として重症心身障がい児を通わせる事業所の送迎における人員配置について

主として重症心身障がい児を通わせる事業所の送迎について、添乗員として配置される時間は基準人員に含めることはできません。基準人員が配置されていない状況になるのであれば、人員欠如減算や開所時間減算が適用される可能性があります。

送迎加算を算定しないのであれば、添乗員は必須ではありませんが、送迎時に何か起きた際に対応できるよう可能な限り添乗員は乗せてください。

なお、重症心身障がい児を対象とした事業所の送迎について、勤務形態一覧表は、添乗員と基準人員を分けて記載してください。



## 11. 通所事業所等の個別支援計画の交付について



## 11. 通所事業所等の個別支援計画の交付について

通所支援事業所等が個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定相談支援事業者等に交付しなければなりません。

また、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行ってください。必要に応じて個別支援計画の変更を行った際には、当該個別支援計画を利用者及び指定相談支援事業者等に交付しなければなりません。

なお、利用者及び指定相談支援事業者等に個別支援計画を交付した日がわかるようにしてください。運営指導時には、個別支援計画等に利用者への交付日が記載されているか、指定相談支援事業者への交付日が記録されているか確認をします。



## 12. 事業所間連携加算の実績について



## 12. 事業所間連携加算の実績について

全体9件（内訳：児発の事業所9件、放デイ0件）

※上記は令和8年9月時点です。



## 13. 就労選択支援事業の障がい児の利用実績について



### 13.就労選択支援事業の障がい児の利用実績について

全体12人(内訳:支援学校生11人、高等支援学校生1人、その他0人)

利用経路(学校からの案内12人、委託及び障がい児相談支援事業所からの情報提供0人、放デイからの情報提供0人、その他0人)

※なお、就労選択支援については令和7年10月に開始した新規事業であるため、6か月間の実績となります。



## 14. 高槻障がい福祉サポートネットワーク登録事業所数について



## 14. 高槻障がい福祉サポートネットワーク登録事業所数について

障がい児相談支援 11ヶ所

児童発達支援 17ヶ所

放課後等デイサービス 17ヶ所

短期入所 12ヶ所

※令和8年8月1日現在



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の 備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について①

今般、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(令和6年7月2日閣議決定)において、感染症危機における障がい者施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行うとされたこと等を踏まえて、障がい者関係施設に係る災害時情報共有システムの改修を行い、令和8年4月1日から運用を開始しました。



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について②

令和3年度より運用を開始した「障がい者支援施設等災害時情報共有システム」(以下「システム」という。)について、以下のとおり機能を追加し、令和8年4月から実施しました。

1 機能追加等概要(詳細については、次ページ以降の資料をご参照ください)  
「施設情報の登録・更新」画面において、入力情報を追加。【自治体/施設向け】

### ① 非常用自家発電の燃料等

→ <施設情報>において、現行機能で入力可能な「非常用自家発電の有無」に加え、以下の情報の入力を可能とする。

- ・ 燃料の種類
- ・ 発電機の給油口の規格
- ・ 燃料の容量

### ② 備蓄状況等情報

→ <備蓄状況等情報>を新たに設け、以下の備蓄情報の入力を可能とする。

- ・ 医療用(サージカル)マスク
- ・ N95 マスク(DS2 マスク)
- ・ アイソレーションガウン(プラスチックガウンを含む)
- ・ フェイスシールド(ゴーグルなど代替可能なものを含む)
- ・ 非滅菌手袋



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について③



### 障害者支援施設等災害時情報共有システム

令和 8 年度機能改善について  
(非常用自家発電に関連する情報、備蓄状況等の管理機能の追加)

2026年2月27日



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について④

### 概要

障害者支援施設等災害時情報共有システム（以下「本システム」といいます。）の主な変更点について説明します。

**変更点①** 【自治体】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加

**変更点②** 【自治体】「施設情報一覧」画面に備蓄状況等一覧CSVの出力機能を追加

**変更点③** 【自治体】「施設情報一覧」画面から出力する「施設情報」に非常用自家発電関連の項目を追加

**変更点④** 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加

**変更点⑤** 【自治体】「施設情報の登録・更新」画面へ非常用自家発電に関連する情報の項目を追加

なお、システムへの反映（リリース）は、**令和8年4月1日（水）を予定**しています。

### 運用

今回追加した備蓄状況等の情報のシステムへ登録するタイミングについては、以下となります。

＜非常用自家発電に関連する情報＞

令和8年4月以降、順次、現状の非常用自家発電に関連する情報を登録してください。また、今後、変更が生じた場合は速やかにシステムの更新をお願いします。

＜備蓄状況等＞

令和8年4月以降、順次、現状の備蓄状況等の情報を登録してください。また、今後、感染症対策の一環として、備蓄状況等の定期的な更新をお願いします。

※上記の登録・更新につきましては、事業所・自治体どちらも行うことができます。（事業所の更新画面への遷移方法についてはP14を参照ください）



# 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について⑤

## 変更点④ 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加

施設が施設情報を参照、更新する画面です。

当画面に非常用自家発電の情報に関連する「燃料の種類」、「発電機の給油口の規格」、「燃料の容量」の項目および「医療用（サージカル）マスク」等の備蓄状況等の項目を追加します。

当画面は、施設情報登録用URLメールの送信依頼を行うか、所管の都道府県等より施設情報登録メール送信に記載されているURLをクリックすると表示されます。

### 施設情報の登録・更新

#### 【変更前】

#### 【変更後】

非常用自家発電の情報に関連する以下の項目を追加しました。

- ・「燃料の種類」
- ・「発電機の給油口の規格」
- ・「燃料の容量」

備蓄状況等の以下の項目を追加しました。

- ・医療用（サージカル）マスク
- ・N95マスク（DS2マスク）
- ・アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む）
- ・フェイスシールド
- （ゴーグルなど代替可能なものを含む）
- ・非滅菌手袋



# 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について⑥

変更点④ 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加（続き）

追加した非常用自家発電の情報は以下となります。

## 施設情報の登録・更新

「非常用自家発電の有無」で「非常用自家発電あり」を選択すると「燃料の種類」等の項目を入力することができます。

今回、追加した項目です。



- 各項目のプルダウンに表示する選択肢は以下となります。

### 【燃料の種類】

ガソリン、ジェット燃料油、灯油、軽油、A重油、その他

### 【発電機の給油口の規格】

外ネジ・1.5インチ、外ネジ・2インチ、外ネジ・2.5インチ、外ネジ・3インチ、外ネジ・3.5インチ、外ネジ・4インチ、  
内ネジ・1.5インチ、内ネジ・2インチ、内ネジ・2.5インチ、内ネジ・3インチ、内ネジ・3.5インチ、内ネジ・4インチ、  
ワンタッチ・1.5インチ、ワンタッチ・2インチ、ワンタッチ・2.5インチ、ワンタッチ・3インチ、ワンタッチ・3.5インチ、  
ワンタッチ・4インチ、その他

### 【燃料の容量】

2KL、4KL、6KL、8KL、10KL、12KL、14KL、16KL、18KL、20KL、その他

- 「（備考欄）」は、テキスト入力が可能となります。その際、最大入力文字数は「200文字」となります。



# 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について⑦

## 変更点④ 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加（続き）

追加した備蓄状況等の情報は以下となります。

### 施設情報の登録・更新

前回更新した日時が表示されます。

<備蓄状況等情報>  
備蓄状況等 ?

医療用（サージカル）マスク

| 項目               | 単位     | 変更前 | 変更後 |
|------------------|--------|-----|-----|
| 備蓄数              | 【単位:枚】 | 10  | 10  |
| 感染拡大期の使用数量(1ヶ月分) | 【単位:枚】 | 10  | 10  |
| 平時の使用数量(1ヶ月分)    | 【単位:枚】 | 10  | 10  |

N95マスク（DS2マスク）

| 項目               | 単位     | 変更前 | 変更後 |
|------------------|--------|-----|-----|
| 備蓄数              | 【単位:枚】 | 20  | 20  |
| 感染拡大期の使用数量(1ヶ月分) | 【単位:枚】 | 20  | 20  |
| 平時の使用数量(1ヶ月分)    | 【単位:枚】 | 20  | 20  |

アイソレーションガウン（プラスチックガウンを含む）

| 項目               | 単位     | 変更前 | 変更後 |
|------------------|--------|-----|-----|
| 備蓄数              | 【単位:枚】 | 30  | 30  |
| 感染拡大期の使用数量(1ヶ月分) | 【単位:枚】 | 30  | 30  |
| 平時の使用数量(1ヶ月分)    | 【単位:枚】 | 30  | 30  |

フェイスシールド（ゴーグルなど代替可能なものを含む）

| 項目               | 単位     | 変更前 | 変更後 |
|------------------|--------|-----|-----|
| 備蓄数              | 【単位:枚】 | 40  | 40  |
| 感染拡大期の使用数量(1ヶ月分) | 【単位:枚】 | 40  | 40  |
| 平時の使用数量(1ヶ月分)    | 【単位:枚】 | 40  | 40  |

非滅菌手袋

| 項目               | 単位     | 変更前 | 変更後 |
|------------------|--------|-----|-----|
| 備蓄数              | 【単位:枚】 | 50  | 50  |
| 感染拡大期の使用数量(1ヶ月分) | 【単位:枚】 | 50  | 50  |
| 平時の使用数量(1ヶ月分)    | 【単位:枚】 | 50  | 50  |

備蓄状況等の前回更新日時: 2025年12月02日 11:42



- ・「備蓄状況等」の各項目はすべて任意入力項目となります。
- ・「備蓄状況等」の各項目は「9桁」まで登録できます。また、「0」の入力も可能です。
- ・「変更後」欄には「変更前」の内容が初期表示されます。変更する箇所を上書き修正してください。



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について⑧

### 変更点④ 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加（続き）

施設情報の登録方法が変更となります。

#### 施設情報の登録・更新

【変更前】

非常用自家発電の有無

非常用自家発電なし

申請

情報を入力後、「申請」ボタンをクリックします。

【変更後】

アクション

(選択してください)

(選択してください)

「施設情報」、「備蓄状況等情報」の両方を申請（更新）する  
「施設情報」のみを更新する  
「備蓄状況等情報」のみを更新する

実行

登録する対象の情報を選択した後に「実行」ボタンをクリックします。



- ・「施設情報」は、「実行」ボタンをクリックした後、自治体の確認処理が完了すると施設情報に反映されます。
- ・「備蓄状況等」は、「実行」ボタンをクリックすると自治体の確認処理は不要でシステムに反映されます。



# 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について⑨

変更点④ 【施設】「施設情報の登録・更新」画面へ備蓄状況等の項目を追加（続き）

《参考》施設情報登録用URLメールの送信依頼方法（施設側で行う操作です）

【手順1】以下のURLをWebブラウザに入力します。

<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>

【手順2】本システムに登録されているメールアドレスを「メールアドレス」欄に入力し、「施設情報登録メール送信」ボタンをクリックします。

【手順3】メール送信されたメール本文のリンクをクリックします。

【手順4】同じメールアドレスが登録されている施設が表示されますので、非常用自家発電に関連する情報、備蓄状況等の情報を登録・修正する施設を選択すると「施設情報の登録・更新」画面が表示されます。



初めてシステムを利用する場合、「利用規約承認」画面が表示されます。内容を確認し、「利用規約に同意し、障害者支援施設等災害時情報共有システムの利用を開始する」ボタンをクリックしてください。



## 15. 災害時情報共有システムに係る平時における物資の備蓄状況等報告機能の追加及び訓練結果について⑩

### 令和8年度災害時情報共有システム訓練結果

| 自治体（都道府県） | 自治体（市区町村） | 報告対象サービス数 |          |          | 被災状況 |      |
|-----------|-----------|-----------|----------|----------|------|------|
|           |           | 対象サービス数   | 報告なしサービ… | 報告ありサービ… | 被災なし | 被災あり |
|           | <合計>      | 505       | 112      | 393      | 382  | 11   |
| 大阪府       | 高槻市       | 505       | 112      | 393      | 382  | 11   |

| 人的被害 |    |         | 建物被害 |         |
|------|----|---------|------|---------|
| なし   | あり | 不明（未確認） | なし   | 軽微な被害あり |
| 8    | 3  | 0       | 4    | 4       |
| 8    | 3  | 0       | 4    | 4       |



## 16. 指定申請書等様式の変更について



## 16 指定申請書等様式の変更について

令和7年11月11日から指定申請書等様式を変更しております。届出を行う際は、新様式で届出を行ってください。

**【障がい福祉サービス事業・障がい児支援事業】指定申請書等様式ダウンロード**

市ホームページ  
ID:002341

ページID : 002341 更新日 : 2025年11月11日更新

指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児支援事業者の指定申請等の手続きに必要な書類を掲載しています。手続きの説明は各案内のページをご確認ください。

### 新規指定申請書

[指定申請書（様式第1号）（EXCEL：23KB）](#)

### 更新指定申請書

[指定更新申請書（様式第1号の2）（EXCEL：23KB）](#)



## 17. 給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等 状況一覧表の変更について



## 17 給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等 状況一覧表の変更について

令和8年4月改訂版を掲載しています。届出を行う際は、新様式で届出を行ってください。

**【障がい福祉サービス事業者等給付費等算定  
に係る体制等に関する届出書】申請書等様式  
ダウンロード**

ページID：002350 更新日：2026年3月27日更新

新たに指定障がい福祉サービス事業等の指定申請を行う事業者は、指定申請の際に、給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表と必要な添付書類を添えてください。

指定障がい福祉サービス事業者等が、給付費算定に係る届出事項に変更が生じた際は、給付費算定に係る届出書兼体制等状況一覧表と必要な添付書類を届出してください。

増額となる変更について、毎月15日までに届出があった場合は翌月1日から、16日以降翌月15日までに届出があった場合は翌々月1日からの算定となります。書類不備等で15日までに受理ができなかった場合、適用が遅れることとなりますのでご注意ください。また減額となる状況が生じた場合は、判明後すみやかに届出を行ってください。

### 【令和8年4月改訂版】給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表

令和8年4月の報酬改定に対応した様式を掲載します。

届出を行う際は事業者自らが算定要件を十分確認した上で届出を行ってください。後日算定要件を満たさないと判明した場合は、さかのぼって過誤調整等が必要です。

市ホームページ  
ID:002350



## 18. その他事項について



## 18. その他事項について

下記については、別添資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

【茨木市労働基準監督署】最低賃金等について

【大阪府国民健康保険団体連合会】障がい福祉にかかる審査支払事務等について

【国土交通省】要配慮者利用施設における効果的な避難訓練の取組事例集

【厚生労働省等】社会福祉施設等における防犯による安全確保について

ご清聴ありがとうございました